

# 3月議会で可決された

## 維新提案の意見書

### 脳しんとうを発端とする、いわゆる「軽度外傷性脳損傷」の周知や 予防、措置の推進等を求める意見書

いわゆる「軽度外傷性脳損傷」は、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがある。主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応の鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩である。また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数か月後に発症することもある。

「軽度外傷性脳損傷」を引き起こす脳しんとうは、通常、生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があり、誰もが転倒、自転車事故、スポーツ等、日常の活動中に受傷する可能性がある。

さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなり、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、非常に危険である。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、さらには平成25年12月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されているが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず初期対応が遅れてしまうことも考えられる。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、脳しんとうが疑われる場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受けることができるなど、適切に対応できる医療連携体制の構築を進めること。
- 2、脳しんとうについて、スポーツによる脳震盪評価ツール（SCAT3、POCKETSCAT2）等を活用し、医療機関はもとより、国民、教育機関への周知・啓発を図り、予防措置を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。